

安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

安芸高田市公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例（平成16年条例第20号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
郷野地区コミュニティ集会所	郷野地区振興会 会長 橋詰 健	安芸高田市吉田町 桂 279 番地 3	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
丹比西コミュニティ集会所	丹比地区振興会 会長 瀬戸 豊昭	安芸高田市吉田町 多治比 931 番地 2	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
吉田生活改善センター	丹比地区振興会 会長 瀬戸 豊昭	安芸高田市吉田町 多治比 931 番地 2	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

可愛振興センター	可愛地区振興会 会長 井上 正樹	安芸高田市吉田町 川本 68 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
上根集会所	上根・向山地域振興会 会長 佐々木 靖	安芸高田市八千代 町上根 1261 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
下根集会所	下根振興会 会長 富田 彗賀夫	安芸高田市八千代 町下根 613 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
日韓友好親善刈田 地域まちづくりセ ンター	土師・勝田地域振興会 会長 黒田 戒三	安芸高田市八千代 町土師 2032 番地 11	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
横田地域活動拠点 施設	横田振興会 会長 岡川 元春	安芸高田市美土里 町横田 856 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
本郷地域活動拠点 施設	本郷地域づくり協議 会 会長 聖川 光昭	安芸高田市美土里 町本郷 2715 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
北地域活動拠点施 設	北振興会 会長 伊藤 実勇	安芸高田市美土里 町北 4411 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
生桑地域活動拠点 施設	生桑振興会 会長 清水 一彦	安芸高田市美土里 町生田 2007 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
羽佐竹コミュニテ ィホーム	羽佐竹振興協議会 会長 今田 節夫	安芸高田市高宮町 羽佐竹 646 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

来原コミュニティセンター	来原地区コミュニティづくり連絡協議会 会長 秋國 満	安芸高田市高宮町 原田 2267 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
来女木公民館	来原地区コミュニティづくり連絡協議会 来女木公民館管理運営委員会 会長 秋國 満	安芸高田市高宮町 来女木 1395 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
上佐コミュニティセンター	上佐一心会 会長 清水 盤	安芸高田市高宮町 佐々部 1020 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
下佐コミュニティセンター	下佐振興会 会長 新田 俊晴	安芸高田市高宮町 佐々部 1182 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
船木ゆめ広場	船木振興会 会長 竹川 信明	安芸高田市高宮町 船木 2334 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
房後ふれあいセンター	房後連絡協議会 会長 用田 正	安芸高田市高宮町 房後 525 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
高宮川根生活改善センター	川根振興協議会 会長 辻駒 健二	安芸高田市高宮町 川根 2253 番地 4	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
小原中央集会所	小原地域振興会 会長 谷口 恭一	安芸高田市甲田町 上小原 2007 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
深瀬コミュニティ会館	深瀬振興会 会長 津村 孝則	安芸高田市甲田町 深瀬 985 番地 6	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

甲立地域交流センター	甲立地域振興会 会長 豊原 稔和	安芸高田市甲田町 上甲立 387 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
中長田集会所	中長田集会所管理委員会 会長 雛田 和博	安芸高田市向原町 長田 1183 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
有留地区多目的集会所	有留地区多目的集会所管理委員会 会長 渡辺 誠	安芸高田市向原町 有留 1405 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
上長田地区多目的集会所	上長田地区多目的集会所管理委員会 管理者 国岡 学	安芸高田市向原町 長田 4343 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
寺山地区多目的集会所	寺山地区多目的集会所管理運営委員会 会長 新田 巧	安芸高田市向原町 坂 5173 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
向原戸島地区生活改善センター	戸島地区生活改善センター管理運営委員会 会長 今岡 真司	安芸高田市向原町 戸島 1402 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
向原坂地区生活改善センター	坂地区生活改善センター管理委員会 代表者 藤本 一三	安芸高田市向原町 坂 2155 番地 4	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
向原保垣地区生活改善センター	保垣地区生活改善センター管理委員会 代表者 塚田 勝吉	安芸高田市向原町 保垣 1352 番地 3	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
ふれあいプラザ向原	向井原地域振興会 代表 吉宗 正子	安芸高田市向原町 坂 250 番地 10	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

2 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例（平成 24 年条例第 38 号）
関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所在地	
吉田口プラットハ ウス	特定非営利活動法人 ぷらっとほーむ小原 代表理事 明木 一 悦	安芸高田市甲田町 下小原 300 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

3 安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例（令和元年条例第 39 号）
関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所在地	
安芸高田市多文化 共生推進拠点施設	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流 協会 会長 森脇 洋平	安芸高田市吉田町 吉田 406 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

4 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例（平成 16 年条例第 106 号）関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所在地	
安芸高田市ふれ あいセンターこ うだ	社会福祉法人安芸高 田市社会福祉協議会 会長 水重 克幸	安芸高田市吉田町 常友 1564 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

5 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例（平成 16 年条例第 137 号）関係

施設の名 称	指定管理者		指定の期間
	名 称	所在地	
安芸高田市向原 農村交流館（やす らぎ）	特定非営利活動法人 ふるさとネットやす らぎ会 理事長 有木 健三	安芸高田市向原町 長田 22 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

6 安芸高田市高宮大狩山河川公園設置及び管理条例（平成 16 年条例第 130 号）関係

施設の名	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市高宮大狩山河川公園	株式会社E G Z 代表取締役 益田 貴之	広島市安佐北区亀山南 2 丁目 22 番 28 号 1 階	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

7 安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例（令和元年条例第 42 号）関係

施設の名	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた	株式会社道の駅あきたかた 代表取締役 石丸 伸二	安芸高田市吉田町山手 1059 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

8 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例（平成 16 年条例第 127 号）関係

施設の名	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設	株式会社H・F・S 代表取締役 本田 章二	安芸高田市吉田町上入江 1936 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

9 安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例（平成 18 年条例第 61 号）関係

施設の名	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ	株式会社H・F・S 代表取締役 本田 章二	安芸高田市吉田町上入江 1936 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

10 安芸高田市エコミュージアム川根設置及び管理条例（平成 16 年条例第 125 号）

関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市エコミュージアム川根	エコミュージアム川根運営協会 会長 辻駒 健二	安芸高田市高宮町 川根 1973 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで